

和光市リサイクル活動推進費補助金交付要綱

制定	平成 2年7月	1日告示第	52号
改正	平成 3年5月	14日告示第	24号
	平成 5年4月	2日告示第	23号
	平成 13年3月	27日告示第	32号
	平成 14年7月	1日告示第	102号
	平成 15年2月	24日告示第	21号
	平成 18年1月	11日告示第	7号
	平成 20年6月	30日告示第	130号
	平成 23年4月	1日告示第	34号
	令和 8年2月	2日告示第	26号

(目的)

第1条 この告示は、市民の日常生活から排出される再資源化又は再利用できる廃棄物（以下「資源」という。）を継続的に回収し、市に登録した回收取扱業者に引渡す活動（以下「リサイクル活動」という。）を行う市内の地域住民団体（自治会、PTAその他これらに類する営利を目的としない団体をいう。以下同じ。）に対し、和光市リサイクル活動推進費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、資源の有効利用、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(登録等)

第2条 リサイクル活動を実施する地域住民団体は、和光市リサイクル活動実施団体登録（変更・廃止）申請書（様式第1号）により、市に登録するものとする。

2 リサイクル活動に参加協力する回收取扱業者は、和光市リサイクル活動回收取扱業者登録（変更・廃止）申請書（様式第2号）により、市に登録するものとする。

3 前2項の申請に係る事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(回収品目及び補助金の単価)

第3条 資源として回収する品目及び補助金の単価は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする地域住民団体は、和光市リサイクル活動推進費補助金交付申請書（様式第3号）に、和光市リサイクル活動実施報告書（様式第4号）を添えて、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 3月1日から8月末日までに実施したリサイクル活動の補助金交付申請 10月5日

(2) 9月1日から2月末日までに実施したリサイクル活動の補助金交付申請 3月末日
(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請の提出があったときは、交付の可否及び補助金の額を決定し、速やかに和光市リサイクル活動推進費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、代表者に通知するものとする。

(職権による登録の廃止)

第6条 市長は、リサイクル活動及び補助金の申請を3会計年度にわたり行わない団体の登録を職権により廃止することができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成3年度の補助金申請から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の和光市リサイクル活動推進費補助金交付要綱の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の和光市リサイクル活動推進費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる和光市リサイクル活動推進費補助金の申請について適用し、同日前に行われた和光市リサイクル活動推進費補助金の申請については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分品目	主な回収品	補助金単価
紙類	新聞紙、雑誌、ちらし、段ボール	1キログラムにつき4円
布類	衣類、カーテン地、シーツ類等	1キログラムにつき4円
金属類	空き缶、鉄くず、その他の金属くず	1キログラムにつき1円
瓶類	飲料瓶（ビール、酒、ジュース、コーラ、サイダー、しょうゆ）	1本につき1円

(注1) それぞれの品目において、1キログラム未満の端数があるときには、これを

切捨てるものとする。

(注2) 瓶類については、再使用できるものに限るものとする。